

第二回參議院文化委員會會議錄第六号

第六部 文化委員会、全縣總第六縣

昭和二十三年六月十四日

10

10

10

られる日ではならして、もつと積極的な意味を持つ、又婦人ばかりでなく、婦人が専ら代表してられる文化的な平和的な又國際的な面を強調した一つの日を作つて、それは専ら婦人が中心でやられるというようにすることになると、私却つてよいと思ひますが、甚だ抽象的な議論で、この時間のないときに私がこゝういふことを申上げることは御迷惑かと存じますが、そゝういふ感じを持つております。

第二は、ここに實際問題として四月十日、四月二十九日、五月三日、五月五日、この間に國際的ではございませぬが、メーデーというやうなものも入つて来ると、四月の末から五月の初め約一週間は休みのやうな感じがしますが、これは秋と比較いたしまして、先程委員長もお示しになつたやうに、非常偏つておりますから、この問題だけは何かこゝで考え直して、秋と大體割合が取れるやうにお考え頂きたいと思つております。

○岩本月洲君 先刻久松委員の御發言になつた御意見を持つております。在來委員會の節にお述べ申しましたやうなことで、重ねて申上げる必要はありませぬが、やはり四月の十一日という日を選んで頂いて名稱は聖德太子の日或いはその外適宜なものがあればお考え願うとして、とにかく聖德太子といふいわゆる日本の歴史的、傳統的に日本を代表することのできる人格者でありますし、この人を通して日本の國を思ふという日柄として、特に私はお考えを願ひたいと考へておる者であります。赤松委員の御意見の婦人の日とは、ただ日にちが位ふという點において遺憾な感じがいたしますけれども、

私は並べた場合、久松委員と同じであります。四月十一日を聖德太子の日として、乃至は國の初めを思ふ日として、一つ取上げられれば大體結構だといふ意見でございませぬ。

○赤松常子君 先程國委員のおつしやりました、婦人の日をどういふ意味で考えたかといふこととございませぬが、私先程申しましたやうに、婦人の實力が非常に劣つておるので、あらゆる面で低いので、これを高めるにはやはり自分達が能力、實力を持たなくては行けない。であるからこの教育、つまり何と申しましうか、高まつて行くといふところにこの婦人の日の大きな意味を持たせたいのでありまして、ただ女であるからいたつて欲しいといふやうなことは、やはり我々から言へばさういふ卑屈性を持つことは封建的であるし、男子の方から御覽になつても一種の封建的の氣持ではないかと思ひますので、私はさういふ氣を拂拭するために婦人の日が重要性を持たなくては行けないと、こゝで考へております。

具体的に申しますならば、良き母になるために、或いは勤勞しておる婦人は良き技能を持しますためにといふやうな高い目標を以て、特にその日に考へて行くといふやうにこの日を使ひたいのでございまして、現在の婦人であるといふ消極的な奴隷根性は持つておられないわけでありませぬ。今の状態ではいけないから、そのためにこの日の意味を高く廣くして、さうして教育的に持つて行きたいと、こゝで考へておるわけとございませぬので、そのために婦人の日が特に必要だと、こゝういふやうに考へております。

○委員長(山本勇造君) ちよつと申上げます。この問題についての議論は盡きないと思ひますが、同時に今までに二十何回もやつておられますので、僕ももう大體において盡きておるとも考へられませぬ。それに時間も餘りございませぬから、この問題を婦人の日についてどうする、その次に聖德太子の日についてどうするといふやうに、決を採つて行くといふやうにでは如何でございませうか。まだ早うございませぬが、もう少しまだ御議論なさる餘地がございませぬか。又あなたのおつしやつた感謝の日等の問題も順々にさういふやうにやつて行つたら如何かと思ひますが、如何でございませぬか。

○若木藤雄君 決を採る前に簡単に私の意見を申上げさせて頂きたいと思ひます。

今婦人の日の問題と聖德太子の問題が出ましたが、どちらも入れればよいと思ふのでありませぬけれども、何しろ日にちが續くといふやうな問題が一つ出て来るのでありませぬが、そこでこの全體の配分の上から見まして、聖德太子の日といふやうなもの意味は元日、或いは憲法記念日、或いは文化の日、或いは平和の日、さういふやうな方面において史實として取扱うことができないのではないかと考へております。さういふ面から考へまして、聖德太子の方面は一つの行事とか史實に現れまして、祝祭日の項目としては、合同委員會の機嫌も伺ひまして、この場合婦人の日を探つたらどうかと、こゝういふやうに考へます。

○高田實君 この試案によりますと、國の初めの日と建國の記念の日といふものが無いのでございませぬが、これは

前の二月十一日といふものは、史實に徴して科學的にはつきりしてないといふ點、その他の點もあつて、これを幾すことは無理だと思ふのでありませぬが、併し一般の輿論調査の關係などから見まして、やはり國の初めを記念する日といふものが欲しいといふ氣持は國民に相當深いものと思はれるのであります。然らばどういふ日を初めの日とするかといふことになる、なかなかその日を選ぶのにむずかしいのであります。併し何か史實に徴して縁りのある日を決めなければならぬといふ點から考へますと、やはり先程問題にもなつております四月十一日聖德太子の日といふものを、一つ日本の文化國家ができた記念の日といふ意味で、國の初めの日といふ考へ方で、四月十一日といふものを採るといふことは相當意義があることと私はこゝういふことを感じてゐるのであります。

○大隈信幸君 私も今高田さんの御説に非常な同感でございまして、輿論調査の結果があのやうに紀元節といふものをいつまでも置いて呉れという結果が出てゐるのであります。紀元節といふものはいさゝかな事情から置くことができなくなつたのでありますが、先程委員長のお話ですと、いざれ將來に國の初めを思ふ日とか、或いは建國記念日といふものを考へるといふやうなお言葉もあつたのでありますが、將來への考へといひましては、結局さう新しい史實といふものが出来て来るわけでもございませぬから、大體先程の御意見もございまして、聖德太子といふものを一つの國を思ふ日と申しますか、さういふものに持つて参りまして、婦人の日も私は是非置いた

方がよいと思ひますが、これを何とか四月十日といふものは婦人が参政權を得られた記念すべき日なのでございませうが、別の日を何か婦人の日にしよう、向上といふものを圖られるやうな日から選ばれば非常によいではないかとさういふやうな感じを持つております。

○三木治朗君 この祝祭日の問題が大體日にちにおいて追ひ詰られてゐる形になつておりますので、只今の聖德太子の日を設置するの御尤もと思ひますが、要するに參議院獨自の案で持つて行くのでなければ今更だうにもならぬといふので、この場合に衆議院と調しないで行くか、參議院獨自の案で行くかといふこの二つを考へますときに、私はできるならばやはり衆議院と合同で以て決まつたところで行くことがよいのではないかと、かうに考へるのであります。こゝういふ觀點からいたしまして、この合同の案に全部が必ず満足すべきものとは思ひませぬが、これで行くことがよいと、かやうに考へるのであります。

ただその中で私の意のあるところを申上げるならば、十一月二十三日の感謝の日といふものを、十月には何もありませんから、十月の適當の日に、いわゆる生産感謝の日として設置して繰上げて頂きたい、こゝういふことを私は希望いたします。

○委員長(山本勇造君) 生産感謝の日の問題は暫く後に廻しまして、一つ一つ今のやうにやつて行きませんと、これは今日は決を採らなければ仕方がないだらうと思ひます。今のやうな適合議して行かなければならぬと思ひますが、併し只今三木さんのお話の中

は、ただ日にちが違ふという點において遺憾を感じがたしすけれども、

めに婦人の日が必要だと、こういうふうな考へております。

國の初めの日と建國の記念の日というものが、ないのでございすが、これは

申しますか、そういうものに持つて参りまして、婦人の日も私は是非置いた

合決議して行かなければならぬと思ひますが、併し只今三木さんのお話の中

にもありましたように、ずつと合同して来たのでありますが、併した合同して来たからといって、何でもかんでも衆議院に従わなければならぬという事は無論ありませんけれども、又一方においては、かつと合同して来たのでありますから、その點も考慮しなければならぬと思ひますが、又衆議院だけを出したときに、果してそれが通り得たかどうかという事も考えなければならぬと思ひますが、併し又一方において、そういうことを一々顧慮しておつて、そうしていい案が出ないでしまつては、いかんと思ひますから、勿論全體としては衆議院としてできるだけよい案を出し願うようにしたいと思ひのであります。その意味におきまして、それらのことを十分お考えの上で、これも決を採つて行くより仕方がないだらうと思ひますので、如何でございましょうか。

○金子洋文君 只今各委員から申上げられたその御意見は、十分理由があることとして、いづれも私は賛成であります。問題は、政治的な面からして考慮しなければならぬ段階に來ておるだらうと思ひます。

それで、衆議院、衆議院に就いて、その案を出すとすることは勿論或る場合は必要でございすが、衆議院文化委員がこれまで非常な検討をし、長い時間を掛けて手配をして來た所以のもの、この問題が國民の思想、感情に大きな影響を與えるからして、できるならば、衆議院一つになつた案を以て臨みたい、こういう苦衷が今日まで延引したと思ひます。従つて兩院文化委員の私案が非常に通つておる

場合は、これはそれ、別個に案を出すという事は止むを得ないと思ひます。今や問題は、併して聖徳太子、婦人の日、その點に掛つて來ておるやうに思ひます。であるからこの問題で今までの苦衷を水泡に歸して別々にして出すという事は、どうも政治的に甚だまづいのではないかと、いふやうに考えます。その際、この際私としては、皆さんの御意見は尊重し、賛成であります。が、過日兩院打合せにおいて大體決まつた案を基として、幾分日にちを變へるものは變へて、これを以て兩院の案として出すことが政治的に見て妥當でないかと考えます。

○委員長(山本勇造君) 實は大變御尤もな議論だと思ひます。實は私今日朝から衆議院の文化委員長に會見を求めておりましたが、あちらも大體忙しくて、今もつと見えたりやうであります。一つは委員長同士で話合ひますと、それらの點についてもやや幾らか見通しのつく點もありやしないかと考へられる點もございすが、若し委員會のお許しを得られれば、そこへ來ておられるやうでありますから、なにか理事の方に代つて委員會を續けて頂いて、私は暫く委員長と話をすることができたいと思ひますが、如何でございましょうか。

○金子洋文君 その間休養することもあると思ひますが、それとも今まで御意見をおつしやならなかつた方は意見を一應……。

○委員長(山本勇造君) 殆んど皆さん御發言になつたと思ひますが、御發言にならない方は……、それでは淺井君。

○淺井一郎君 私の考へは皆さんのお説は御尤もだと思ひます。それで婦人の日は聖徳太子の日も眞つ先に賛成するのではありませんが、一般空氣からいつて、又衆議院兩方の何からいつて可能性がないと私は思ひますが、大體において四月十日を削つてしまふ、そうしますれば全段に亘つてスムーズに行くと考へております。私は大體をいふやうに考へております。この案を通すにはこれを除かなければ決定できないと思つております。

午後三時四十九分開會
○委員長(山本勇造君) それでは引續いて會議を開きます。只今衆議院の委員長が見えませんでしたので、いづれも議談をいたしましたのでありますが、眞つ先にあれしましたことは、何よりもこれからやつて行きますのに、兩院で合同審査會をいたしましたものと進みませんから、先ず明日の午後一時から合同の審査會を衆議院の第二委員會室で開くことを定めました。

それからこの祝祭日を定めますにつきては、衆議院としては、どうも腹で臨むという建前から、當然こちらがこちらとして決議をして臨むことが當然と思ひまして、先程も一つ、探して行こうかと思つたのであります。が、先程の三木委員、金子委員等のお説もありまして、委員長と只今話してみましたが、大體において何とか合同して行ける途もあるやうに考へられますので、委員會の御同意が願へますならば、今日はこれらの問題について、で

きるだけ意見は聞わしますけれども、決を採らない形にして臨んだ方がよろしくないか。決を採つて臨みますと、或いは決裂を豫想するやうにもなりましますから、委員會が一々の決を採らなくてよいという考へえであらば、あれらの問題につきまして、ここまではできるだけ意見を聞わして置くだけというところに止めた方がよいと思ひますが、この點如何でございましょうか。

○委員長(山本勇造君) 御異議ないと認めます。それで、そういうふうなことにいたしました。婦人の日、それから聖徳太子の日について決を採らないやうにいたします。併しそれらについて尙御意見があるなら、明日臨むに當りまして、決は採らなくても腹が決まるといふ上、尙御意見があれば伺ひますが、尙外に申上げたことがありませんから、先程の程度でよろしく、その程度に止めて置きたいと思ひます。

○羽仁五郎君 凡そ婦人の日については、この前も私の考へを訴へたのですが、やはりどういふやうに段々決まつて行きますと、全體の記念日の國民に與える感じが、どうも古い記念日に代つて新しい記念日に對する國民の期待というものに副ひ得てゐるかどうかというのを考へるのですが、いろいろの點がありまして、その中の一つの點は、今までの日本の祝祭日というものが、擧を廻らした日本の國の中ばかりに通用するもので、ちつとも國際的に通用しない、即ち國際的に積極的な意思というものは現れてゐなかつたので、そういう點から、日本がこれから國際的な意識を持つて進んで行くといふことを、是非現わして頂きたいといふやうに考へるのであります。そ

れで、やはり國際的な積極的な意識を現わした日の一つもないといふので、國民の記念日としては、國民の全體の祝日だといふ御趣旨が今まで述べられておたわけですが、その中でも特にこれからの日本が、やはり勞働階級の信頼といふものを持つて行かなければならぬ。そういう意味では五月一日のメーデー、或いは婦人の日というものの、この四月十日というものが、去年から始まつた日ですが、もう今では恐らく二十年來三月八日という國際的な婦人の日として、長い間祝われて來た國際的な有意義な日がありますので、そういう國際的な日をやはり一つ乃至二つくらい入れて頂きたいといふやうに切望するのですが、そういう意味で五月一日のメーデーか、或いは婦人の日を四月十日という、これも日本だけにしか通用しない日ですから、國際的な婦人の日という三月八日が採られると、三月八日についてはいろいろ誤解があるやうですが、元來三月八日というのは、特にイデオロギーといふやうなものではなく、婦人の政治的な向上という意味で、いろいろな立場の人が一致してその日をやつて來たので、殊に日本と中華民國との將來の關係を回復して行くという意味でも、中國で三月八日を國際婦女節として祝つておるので、日本でもその日を婦人の日にして頂くといふことを希望いたします。

○委員長(山本勇造君) 問題として、皆さんの御手許に呈上げてあります、この案、衆議院合同會祝祭日案といふのが、ほぼ兩院の合同でございする形のものでございします。勿論これは試案でありますけれども、今あなたのおつしやつた日はこの中に入つてお

りません。それでこれは衆議院からもその案は出ておりませんのと、参議院の方ではあなた以外にはその日を述べておる人はいないのではないかと思ふのですが、三月八日のことは、勿論さういふ諸願もあることはありますけれども、委員としてはあなた以外にはないので、従つてこの打合せにはそれは出て来ず、どこまでも合同で行くといふ建前で進んで来ておりますから、又ここで急に新たな日を出して来ると、到底この會期中に出すということが困難だと思ひますから、それらの點を一つお考えを願ひたいと思ひます。

それでここに出ておられますものとしては十あるわけですが、今の婦人の日の外に、只今の聖徳太子の日、或いは國を思ふ日というので、四月十一日が問題に上つております。併しこれは決を採りません。その意味はさういふふうに私了解いたしております。日本では、今までの祝祭日は大體宮廷の祝祭日であつて、殆んど宮廷中心になつておりますが、その中で神武天皇祭といふのがあつて、これは人ですね。あと大正天皇祭といふのがあつて、人もございますけれども、やはり宮廷中心です。ところが今度のあれになりますと、天皇誕生日はありますけれども、日本の偉人の日といふのが一つもないわけなんです、外國では大抵その國の立派な人が何人か出ておるのに、今度の新しい祝祭日にはさういふ立派な人が一人も出ていないじゃないか、誰か日本にもさういふ人があり得るだらうというの、一つの聖徳太子が出て来たであらうと思ひのです。

もう一つの原因は、憲法十七條という日本で最初の、あれより先にあつたものではないのでありますが、法治國といひますか、文化の國といひますか、さういふようなもの土臺になるようなものを發表されたものは、あれ以前には文書としては全然ないので、而もその十七條の第一は、「和を以て貴しと爲す」といふ平和思想であり、それから第十七條には、「大事をば獨り斷ず可からず、必ず衆と輿論にうべし」と、さういふ言葉がある。つまり獨斷をやつてはならない、必らず衆と共にやれといふ、まあ千何百年も前のこととありますから、勿論民主主義といふようなことはありませんけれども、一種の民主主義思想がこの十七條の最後に出ておるのです。第一條は平和的なものであり、第十七條は一種の民主主義に通うものがありますので、さういふものを千何百年前に出されたといふところに非常に大きな意味があるのだと思ひます。勿論この中で「詔を承けては必ず謹め」といふ言葉があつて、これは戦時中濫用されたわけであり、併しこれと同時にこれに對する亦誤解等もあるかも知れませんけれども、併しこの詔といふのは恐らくは、よろしく衆に諮つて決める、それで決まつたものを詔として出すといふふうにも考えられますし、この間バーンズが見えましたが、この間バーンズは古い人の書いたものであるから多少の異論もあるけれども、これは聖徳太子の場合はアケセバアルのもののだからと申しておられて、それらの點も御考慮に入れられて然るべきものと考へます。

後の問題は三木さんの言われました感謝の日を十一月の二十三日では遅くなる、寒くなるからもう少し先にしてはどうかという御意見でありました。が、この二十三日が通過すれば、これは幾日がいいか、それについて案がありますか。

○三木治朗君 前の祝祭日か何かの因縁でございませう、さういふ意味でとれば新嘗祭のような日が如何かと思ひますが、これは必ずしも向うの欲するところでないと思ひますので、外に別段生産の日として何か結び附くものがあるれば結構です。けれどもないとすれば十月の十五日ぐらいいいんじゃないかと思ひます。

○委員長(山本勇造君) つまり十月がないからといふのです。併し十月の十五日は一月一層早くなつて、或るところでは刈入で忙しむといふ問題が起りません。若しも十月にするならば、十月の末あたりにするか、或いは十一月の二十三日といふものを繰上げるか、或いはカストムのないところには無理な點がありますので、これらについてのお考は如何でしょうか。

○三木治朗君 二十三日を選んだといふのは新嘗祭……

○委員長(山本勇造君) 新嘗祭のさういふカストムを重んじてやつてゐるの、衆議院の方から歸つて来ますと、又ここで議論が起るだらうと思ひますが、勿論起つてもそれは國民に守らなければならぬ日を決めるのですから、できるだけのこととしては慎重に議しまして、いい日を選ばれて、そのために衆議院と議論になつても構ひませんけれども、餘り議論になりますと日がないところに以つて来て、法案を作ることに時間がなくなつて来ます。

から、何か言ふならば相當なことがなければいかんと思ひます。

○三木治朗君 さうすると結局僕の主張したのは新嘗祭ですね。

○委員長(山本勇造君) それはちよつとまずいのです。

○三木治朗君 さうすると據り所は即座に發見できません。

○金子洋文君 據り所はいい季節を選ぶといふことですね。

○委員長(山本勇造君) それは新らしい日を設けてもなか／＼國民は附いて来ないと思ひます。やはり季節がよくて米も穫れ、その他の物も穫れ、何にかとやういふ時なら全く新しい日でも國民は附いて来ると思ひます。併しどちらかといふと成るべくカストム的のものを利用する方が利益です。例へば十一月十五日といふ日も考えられますが、これは七五三の日で、生産に對する感謝の日としてはどうですか。

○羽仁五郎君 新らしい記念日を作る場合に、これに決定されていけないものを新らしい記念日とするのを排斥する意味でない。これ以外にも五月一日、或いは三月八日とかいふ日を國民的記念日として持つことも妨げないといふ意味ですか。

○金子洋文君 その點はこの委員會でもしばしば問題になり明らになつております。民間でさういふ記念日をやつても差支ない。例へば五月一日のメーデーとか、三月八日を婦人の日とすることは一向差支ない。

○委員長(山本勇造君) 今金子君が言われた通り、民間でやられるなら何をやつてもいいのです。時間が参りましたから後は懇談會に移りまして、委員會はこれで散會いたします。

午後四時八分散會

出席者は左の通り。

委員長 山本 勇造君
理事 金子 洋文君
久松 定武君

委員

赤松 常子君
三木 治朗君
若木 勝藏君
國 伊能君
徳川 頼貞君
淺川 一郎君
大隈 信幸君
藤森 眞治君
岩本 月洲君
高田 寛君
三島 通陽君
羽仁 五郎君

六月十一日豫備審査のため、本委員會に左の事件を付託された。

一、榮典法案(豫第百十五號)

榮典法案

(勳章)

第一條 國家公共に對し著しい功勞のある者を表彰するため、これに勳章を授與し着用せしめる。

2 勳章は、これを五級に分ける。

3 文化の發達に關し特にすぐれた功勞のある者には、文化勳章を授與する。

4 勳章の製式及び着用式は、政令でこれを定める。

(功勞章)

第二條 國家公共に對し功勞のある者を表彰するため、これに功勞章

るだろというの、一つの聖徳太子が出て来たであらうと思ふのです。

後の問題は三木さんの言われました。

と日がないところ、いつて来て、法案を作ることに時間がなくなつて来ます。

たから後は懇談会に移りまして、委員はこれで散會いたします。午後四時八分散會。

第二條 國家公共に對し功勞のある者を表彰するため、これに功勞章

を授與し着用せしめる。

2 功勞章の製式及び着用式は、政令でこれを定める。

(善行章)

第三條 自己の危難を顧みず人命を救助した者、孝行その他徳行の著しい者及び私財の寄附又は勞力の提供により公益のため著しい貢獻をした者を表彰するため、これに善行章を授與し着用せしめる。

2 善行章は、表彰すべき事績の種類に應じてこれを數種に分ける。

3 既に善行章を授與せられた者について、重ねて同種の善行章を授與せられるような事績のあるときは、そのたびごとに、これに飾版一箇を授與する。

4 善行章の種類、製式及び着用式並びに飾版の製式及び着用式は、政令でこれを定める。

(團體の表彰)

第四條 前三條の規定により表彰せらるべき者が、團體であるときは、これに賞状を授與する。

(賞金、賞杯又は賞状)

第五條 前四條の規定による表彰にあわせて賞金又は賞杯を授與することができる。

2 第一條の規定により表彰せらるべき者が、授與すべき勳章を既に有するときは、賞杯を授與する。

3 第二條及び第三條の規定により表彰せらるべき事績に準ずる事績のある者には、賞金、賞杯、賞状又はそのいずれかをあわせて授與することができる。

4 前項の規定による表彰は、内閣總理大臣が、これを行う。

(記章)

第六條 國家的祝典又は事業の記念の表章として記章を設け、その關與者に、これを授與し着用せしめる。

2 記章については、政令でこれを定める。

(死に者の表彰)

第七條 第一條から第三條まで、第五條及び第六條の規定により表彰せらるべき者が、その表彰前に死亡したときは、生前の日附にさかのぼつて、これに當該事件を授與する。

(外國の勳章等の着用)

第八條 外國の勳章又は記章を受領した者が、これを着用しようとするときは、内閣總理大臣の認可を受けなければならない。

(勳章等の着用、保存及び返納)

第九條 勳章、功勞章、善行章及び記章は、本人に限り終身これを着用することができ、その遺族は、これを保存することができ、これを返納しななければならない。

2 同種の上級勳章を授與せられた者は、その下級勳章を内閣總理大臣に返納しななければならない。

(勳章の没収)

第十條 勳章を有する者が、死刑、懲役又は三年以上の禁錮に處せられ、刑の執行を猶豫せられないときは、その勳章を沒收とし、これを沒收する。

2 勳章を有する者が、懲役又は三年の禁錮に處せられ刑の執行を猶豫せられたとき、三年未満の禁錮に處せられたとき、強効に關する法令の適用により退官したとき、職務上の義務に違反する事實に關することである。

き會計検査院法(昭和二十二年法律第七十三號)第六條の規定により退官したとき又は懲戒の處分により免官又は免職せられたときは、情狀により、その勳章を無効とし、これを沒收する。

3 前二項に掲げる場合の外、勳章を有する者が、帶勳者としての榮譽を保持するに適しないときは、前項と同様とする。

(勳章の着用停止)

第十一條 勳章を有する者が、法令により拘禁せられ又は勞務場に留置せられたときは、その間勳章を着用することができない、保釋、實付、勾留の執行停止又は假出獄の期間についても同様とする。

2 勳章を有する者が、前條第二項に掲げる場合に該當するときは、勳章保持について決定のあるまで、勳章を着用することができない。

(功勞章等の没収及び外國勳章等の着用禁止等)

第十二條 前二條の規定は、功勞章、善行章及び記章並びに外國の勳章及び記章にこれを準用する。但し外國の勳章及び記章については、第十條中「その勳章を無効とし、これを沒收する。」とあるのは、「その着用認可を無効とし、着用を禁止する。」と讀み替へるものとする。

(勳章等の返還の申出)

第十三條 勳章、功勞章、善行章又は記章を有する者は、特別の事情がある場合には、政令の定めるところにより、その勳章、功勞章、善行章又は記章の返還を申し出ることができ、

附則

(施行期日)
第十四條 この法律施行の期日は、政令でこれを定める。但し、その期日は、昭和二十四年一月一日後であつてはならない。

(法令の廢止)

第十五條 左の法令は、これを廢止する。
位階令(大正十五年勅令第三百二十五號)
勳章從軍記章制定(明治八年太政官布告第五十四號)
大勳位菊花大綬章大勳位菊花章圖式及大勳章以下略綬の件(明治十年太政官達第九十七號)
各種の勳章等級製式及大勳位菊花章圖式の製式(明治二十一年勅令第一號)
各種勳章及大勳章菊花章頸飾の圖樣(明治二十一年勅令第二十一號)
勳章佩用式(明治二十一年勅令第七十六號)
婦人の勳章ある者に瑞寶章を賜ふの件(大正八年勅令第二百三十二號)
文化勳章令(昭和十二年勅令第九號)
明治三十七八年從軍記章條例(明治二十八年勅令第四百三十三號)
明治三十三三年從軍記章條例(明治三十五年勅令第四百二十二號)
明治三十七八年從軍記章條例(明治三十九年勅令第五十一號)
大正三十九年勅令第五十一號)
大正三十九年勅令第五十一號)
昭和六年乃至九年戰役從軍記章令(昭和九年勅令第二百二十五號)

帝國憲法發布記念章制定の件(明治二十二年勅令第三百三號)
皇太子渡韓記念章制定の件(明治四十二年勅令第四十二號)
韓國併合記念章制定の件(明治四十五年勅令第五十六號)
戰捷記念章令(大正九年勅令第四百六號)
朝鮮昭和五年國勢調査記念章令(昭和七年勅令第四百十五號)
紀元二千六百年祝典記念章令(昭和十五年勅令第四百八十八號)
褒章條例(明治十四年太政官布告第六十三號)
外國勳章佩用規則(明治十八年太政官布告第三十五號)
勳章還納の件(明治二十二年勅令第三十八號)
勳章佩帶令(明治四十二年勅令第四百九十一號)
位、勳章等の返上の請願に關する件(昭和二十年勅令第六百九十九號)

(從前の位階及び勳位勳等)

第十六條 この法律施行の際現に位階又は勳位勳等を有する者は、その有する位階又は勳位勳等を失ふ。

(從前の勳章及び褒章)

第十七條 この法律施行の際現に勳章を有する者は、第十五條の規定にかかわらず、從前の例によりこれを着用することを妨げない。

2 この法律施行の際現に褒章を有する者については、第十五條の規定にかかわらず、褒章條例は、なおその效力を有するものとする。その者について、當該褒章を授與

せられた事績と同様の事績があつて、これに善行章を授与すべきときは、当該善行章を返納させて、これに善行章及び飾版一箇を授与する。この場合当該善行章については、章條例第三條の規定する飾版を有する者は、これを附加して着用することが出来る。

3 前二項の勳章及び褒章については、第十條、第十一條及び第十三條の規定を適用する。

4 この法律施行の際現に外國の勳章又は記章（現にその國において榮典として認められてゐるものに限る。）の佩用免許を有する者については、當該勳章又は記章の着用について、第八條の規定による内閣總理大臣の認可があつたものとみなす。

第十八條 公職に關する就職禁止、退職等に關する勅令（昭和二十二年勅令第一號）第四條の規定により、同令にいう覺書該當者として指定せられた者（政黨、協會その他の團體の結成の禁止に關する件（昭和二十一年勅令第一號）第五條の四の規定により公職に關する就職禁止、退職等に關する勅令による覺書該當者として指定を受けたものとみなされる者を含む。）は、前條の規定にかかわらず、その有する勳章及び褒章並びに外國の勳章及び記章を着用することが出来ない。記章についても同様とする。

（從前の勳章年金）
第十九條 この法律施行の際勳章年金を有する者には、なお從前の例により引き續きこれを支給する。

その者が第十一條の規定の適用によりその有する勳章の着用を停止せられたときは、年金の支給を停止し、第十條の規定の適用により勳章を没収せられたときは、年金の支給を廢する。勳章の没収にいたらなかつたときは、停止の始にさかのぼつて年金を支給する。

六月十二日本委員會に左の事件を付託された。

一、祝祭日「こどもの日」制定に關する請願（第九百四十四號）
一、神崎神社の本殿及び拜殿等國寶指定に關する請願（第九百五十四號）

一、公共圖書館法制定に關する陳情（第四百五十四號）
一、國祭日（南山忌）又は（南朝祭）制定に關する陳情（第四百七十二號）
一、東大寺復興費國庫補助増額に關する陳情（第四百七十五號）

第九百四十四號昭和二十三年六月四日受理
祝祭日「こどもの日」制定に關する請願
請願者 兵庫縣武庫郡御影町、信愛學園内、川村秀藏、外六千三百八十名

兒童福祉法が施行されて兒童の社會的地位が明らかにされたが、この兒童に對する愛の法典の趣旨、精神を生かしてその福祉の増進を圖るために祝祭日中に五月五日を「こどもの日」に制定する希望が一部にあるが、この日は古來から尚武の精神をたたる端午の節句の日で、平和を愛好する上から不適宜と思はれるから、學童が希望に燃えて新學年スタートを切る日であり、また

神社法の實施記念日である四月一日を「こどもの日」に制定せられたいとの請願。
第九百五十四號昭和二十三年六月五日受理
神崎神社の本殿及び拜殿等國寶指定に關する請願
請願者 鳥取縣東伯郡赤碕大字、赤碕一四六七神崎神社、内、山崎清治

鳥取縣東伯郡赤碕町の神崎神社の本殿、拜殿は木造美術彫刻建築物としてわが國特有の藝術品である。金言に「藝術は宗教なり」とあるが、藝術の本旨を誤らないよう、本建築物を國寶に指定せられたいとの請願。
第四百五十四號昭和二十三年六月二日受理
公共圖書館法制定に關する陳情
大阪府北區中之島、大阪府立圖書館内、大塚健

文化國家として再生し、民主的機構の確立のためには、次の時代を形成する青少年の教育と成人の再教育が最も必要である。その方法として公共圖書館の存在が不可欠のものとなるが、圖書館界の現状ではその機能を發揮して、使命を遂行することが出来ないから從來の法令を改正して「公共圖書館法」を制定されて、その振興發展を期せられたいとの陳情。
第四百七十二號昭和二十三年六月四日受理
國祭日「南山忌」又は「南朝祭」制定に關する陳情

東京都杉並區久我山二ノ五八九、峯間信吉外二十六名
國民再起の士氣をかん養すべき資料としては、日本歴史上に南朝史及び南朝史上の南山義烈史を除いてはないと思ふから、國民を開眼せしめる良機として後南朝末期の長祿二年十二月二日を以て南山忌又は南朝祭と稱する國祭日を設定されたいとの陳情。
第四百七十五號昭和二十三年六月四日受理
東大寺復興費國庫補助増額に關する陳情
奈良市雜司町東大寺内、北河原公海

國寶建造物東大寺は、戰時中その一部を除却され、終戦後その復興費の一部を國庫補助により、著工したが、物價その他の高騰により、工事は進行しないところへ、昨年七月四日花火により本坊を燒失したので、その復興費を全國有識者の寄進を願つてゐる有様である。しかし更正設計書に對し、當寺の負擔ではどうも出て来ないから、本寺復興費國庫補助を増額されたいとの陳情。